

全社法発第9号
令和2年5月22日

会員法人各位

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格
<公印略>

新型コロナウイルス感染症が発生した法人への緊急見舞金について

新型コロナウイルス感染症により、大変厳しい状況のなか、皆様におかれては、地域の福祉を守り抜くため、強い使命感をもってご尽力されていることに御礼を申し上げます。

一方で、全国的な感染拡大を受けて、福祉施設・事業所においても利用者・役職員に感染者が発生し、事業運営が困難となる状況が生じています。

こうした状況を踏まえ、全国経営協では、災害見舞金制度を準用し、利用者や役職員に新型コロナウイルス感染症が発生した法人への緊急見舞金を贈ることとしました。

つきましては、対象となる法人におかれましては、下記及び別紙により、全国経営協事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症が発生した法人への緊急見舞金概要

- (1) 対 象 利用者や役職員に新型コロナウイルス感染症が発生した会員法人
- (2) 見舞金額 このたびの見舞金につきましては、感染発生1名につき5,000円を基本として送金させていただくとともに、令和2年度の会費納入を免除いたします。

2. 手続方法

別紙の内申書を全国経営協事務局にメール(zenkoku-keieikyo@shakyo.or.jp)にてご送付ください。

3. 備考

- (1) 上記以外については、全国経営協「災害見舞金制度実施要綱」を準用します。
- (2) 緊急見舞金を送金した法人名の公表はいたしません。連絡調整のため、都道府県経営協と情報を共有させていただきます。

(問合先・提出先)全国社会福祉法人経営者協議会事務局
(担当 福野)

TEL 03-3581-7819

メール zenkoku-keieikyo@shakyo.or.jp